

# 事 案 一 覧 表

申請種別：乗合バスの上限運賃変更

平成27年6月4日  
自動車局旅客課

諮問いたしたい事案  
長崎自動車(株) (長崎県・北九州ブロック)

# 目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容	1
長崎自動車(株)(長崎県・北九州ブロック)	
申請事業者の概要	2
上限運賃改定申請の概要	3
参考資料	4
「説明及び意見を聴く会」の開催について	10

# 上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容

事業者名	長崎自動車(株)	
前々回改定実施年月日	平成5年12月1日	
前々回平均値上率	8.0%	
前回改定実施年月日	平成9年12月1日	
前回平均値上率	7.8%	
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃
特殊区間制運賃 1区	150円	160円
2区	160円	170円
3区	170円	180円
4区	180円	190円
キロあたり賃率	21円50銭	27円00銭
初乗り運賃	140円	160円
平均改定率	19.97%(実施運賃平均改定率10.03%)	
申請年月日	平成27年3月30日	
実施予定日	平成27年10月1日	

# 北九州ブロック

## 長崎自動車(株)

### (1) 申請事業者の概要(平成25年度)

代表者名	資本金 (百万円)	株 主 (%)	事業収入ウエイト及び経常収支率				
			事業別	規 模	収入ウエイト	収支率	
代表取締役社長 しまざき まさひで 嶋崎 真英	780 百万円	1. 南国殖産(株)	一 般 路 線	573 両	73.7 %	91.7 % 〔 92.6 % 〕	
		2. 横十八銀行					
		3. いすゞ自動車(株)	高 速 バ ス	6 両	1.8 %	110.6 %	
		3. あいおいニッセイ同和 損害保険(株)					
		5. 山田博吉	そ の 他		24.5 %	110.4 %	
		6. ジェイ・バス(株)					
		7. 山田浩一郎	そ の 他 の 内 訳	不 動 産 太 陽 光 シ ス テ ム そ の 他		22.8 % 0.4 % 0.1 % 1.3 %	112.8 % 36.1 % 52.0 % 115.6 %
		8. (公財)上野カネ奨学会					
		9. 横カネキ商店					
		10. 日本生命保険(相)					
				全 事 業		100.0 %	100.1 % 〔 100.8 % 〕

※ 一般路線運送収入 7,007,300 千円  
 総従業員数 859 名  
 配当額 78,000 千円

※ ( )内は補助金込み収支率

(2) 上限運賃改定申請の概要

長崎自動車㈱

項目	現行運賃	申請運賃
普通旅客運賃 改定申請内容	<p>特殊区間制(長崎市内 4区) 1区150円、2区160円、3区170円、4区180円</p> <p>対キロ区間制 基準賃率 21円50銭 初乗運賃 140円</p> <p>遠距離逓減率 2.0 kmまで基準賃率の 2.00 倍 2.0 kmを超え 10.0 kmまで基準賃率の 1.00 倍 10.0 kmを超え 20.0 kmまで基準賃率の 0.90 倍 20.0 kmを超え 30.0 kmまで基準賃率の 0.80 倍 30.0 kmを超える部分 基準賃率の 0.70 倍</p>	<p>特殊区間制(長崎市内 4区) 1区160円、2区170円、3区180円、4区190円</p> <p>対キロ区間制 基準賃率 27円00銭 初乗運賃 160円</p> <p>遠距離逓減率 2.0 kmまで基準賃率の 2.00 倍 2.0 kmを超え 10.0 kmまで基準賃率の 1.00 倍 10.0 kmを超え 20.0 kmまで基準賃率の 0.90 倍 20.0 kmを超え 30.0 kmまで基準賃率の 0.80 倍 30.0 kmを超える部分 基準賃率の 0.70 倍</p>
平均値上率	<p>(前回改定) 7.8 % (前々回改定) 8.0 %</p>	19.97 %
備考	<p>前回改定年月日 平成9年12月1日 前々回改定年月日 平成5年12月1日</p>	<p>申請年月日 平成27年3月30日</p>

※ 現行定期運賃(1ヶ月)の計算方法 通勤:普通旅客運賃(基準運賃額)×推定乗車回数(60回)×[1-割引率(15.0キロまで25%、15.1キロ以上40%)]  
通学:普通旅客運賃(基準運賃額)×推定乗車回数(60回)×[1-割引率(15.0キロまで40%、15.1キロ以上80%)]

※ 改定定期運賃(1ヶ月)の計算方法 通勤:同上・変更なし  
通学:同上・変更なし

## 長崎自動車(株)の上限運賃改定に係る参考資料

### I. 一般事項

#### 1. 今回の運賃改定の申請に係る地元の反響

申請当日の3月30日(月)に、長崎経済記者クラブへ記者発表を行ったところ、翌朝の紙面で新聞1紙が申請の事実を報道した。また、4月10日(金)に、民放1社が申請の事実を報道した。【別紙1①～③参照】

その他、報道や当社HPプレスリリース掲載について、利用者から大きな反響は無く、改定後の区間運賃について数件の問い合わせが来ている程度。

なお、会社所在地である長崎市にて、乗合バス事業者の上限運賃変更認可申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」を6月2日(火)に開催したところである。

#### 2. 住民の運賃改定に関する負担感等について

##### (1) 鉄軌道との比較(現行、改定後)

鉄道並行区間における乗合バス運賃は、九州旅客鉄道長崎本線長崎～本川内間との比較で、現行1.14倍であり、改定後は1.32倍の見込み。また、軌道並行区間における乗合バス運賃は、120円均一である長崎電気軌道との比較で、現行1.25～1.42倍であり、改定後も変更なしの見込み。

##### (2) エリア内各事業者の概要【別紙2参照】

### II. 会社の状況

#### 1. 経営方針としての乗合バス事業の位置づけについて

経常収入において全業に占める乗合バス事業の割合は75.5%で、そのうち一般バス事業は73.7%、高速バス事業は1.8%と一般バス事業は収入面では基幹事業となっているが、収益面では赤字基調の乗合バス事業に対して、黒字の賃貸事業等の関連事業が内部補助を行い支えている実情にある。基幹事業である一般バスの収支改善が、喫緊の課題となっている。

#### 2. 今回の改定を契機とした合理化策について

嘱託運転者制度、再雇用運転者制度の採用による人件費の抑制、予備車の削減、車両延命による車両代替の抑制、中古車購入による車両購入費の抑制、全車両に導入したデジタルタコグラフを活用した全社を挙げてのエコドライブへの取り組み、平成14年に日本初の共通ICバスカードとして導入した「長崎スマートカード」の乗降・利用履歴データ集積による効率的なダイヤ編成等、諸施策を実施している。上記に加え、更に今後は事故の根絶・運行の安全性向上を目的として現在進めているドライブレコーダー導入を平成28年秋までに全車両完了し、行動指針「安全は全てに優先する」の下、安全文化の構築と定着を図る。

### 3. 乗客サービスの充実、バリアフリー対策等快適なバス利用促進のための施策について

- (1) インターネットによる詳細な時刻・運賃問い合わせサービスを提供し、利用促進を図っている。
- (2) 車両の個別管理を徹底することで車両延命により車両購入費を抑制する一方、ノンステップバス・ワンステップバスなどの導入を積極的に進め、快適にバスを利用できる環境を整備する。
- (3) 改定後の運賃はホームページの他に、バスターミナルや主要バス停での掲示等を通じて分かりやすい告知を進める。

### 4. 安全対策の基本方針について

- (1) 次の安全に関する基本方針等を掲げている。

#### I. 経営理念

1. 安全と安心～安全を全てに優先し、信頼される企業を目指します。
2. 感謝のこころ～お客様の目線に立ち、おもてなしの心でサービスを提供します。
3. 仕事への誇り～働く喜びを実感できる、活力ある企業風土を大切にします。
4. 地域とともに～長崎のみらいを創造し、地域と共に歩みます。

#### II. 私たちの決意

【安全宣言】安全はすべてに優先する

【サービス宣言】「ありがとうございます」お客様に感謝

- (2) 具体的取組み（平成26年度）

- ・労使による運輸安全審議会の開催：安全統括管理者、安全担当者、組合代表による安全会議を2回開催。デジタコデータを活用した安全運転・事故防止教育について、ドライブレコーダー映像の指導教育における活用について、役職者・組合代表者による運転者ミーティングについて、ドア事故防止について、運転席付近の安全対策について等を協議。
- ・営業所での運輸安全推進会議開催：各営業所長主催による、所内安全会議を毎月開催。全員参加。

- ・営業所での労使協議会開催：営業所長、運行管理者、組合代表による、所内会議を開催。毎月1回各営業所で開催。延べ91回開催。
- ・経営トップによる営業所巡回・懇談会開催：社長または常務（安全統括管理者）が全営業所を巡回し、安全運転や事故防止について運転者と直接意見交換を行った。全8営業所、延べ52回実施。
- ・ドライブレコーダーの導入：事故映像を用いた円滑な事故処理、ヒヤリハット映像を活用して事故の未然防止につなげるべく指導教育に活用した。
- ・街頭指導の実施：役職者による市内停留所での不安全行動チェックを32回実施。また、営業所別に担当路線の不安全運行多発ポイントで不定期に街頭指導を実施した他、営業所長全員立哨を不定期に実施した。係長会議開催日には営業所係長全員での街頭指導も実施した。
- ・激励制度：賞賛を受けた従業員へ商品券を贈り激励。70名、87件。所長コメントを入れた無事故達成賞のプリザードフラワー「YELL」を、自宅へ直送。185名へ送付。
- ・路面電車との事故防止の研究：平成25年7月31日の路面電車との衝突事故発生以降、各会議の中で電車との事故防止を協議し再発防止に取り組んでいる。
- ・整備管理者による運行前点検立会指導：各営業所、各車庫地において毎月1回実施。
- ・内部統制担当による営業所内部監査の実施：①上期監査では5月19日から6月3日に営業所内部監査を実施。全営業所を対象に、安全管理体制が個々の営業所の特性に応じて実施されているか、安全重点目標についての成果やそのためのPDCAサイクルに基づいた取り組みについての有効性を確認。監査結果について運輸安全マネジメント内部監査報告書を作成し、経営管理部門（経営トップ、安全統括管理者並びに自動車部）へ報告を行った。②下期監査では7月9日、経営管理部門である自動車部長に対するインタビューによる有効性の監査を実施。運輸安全マネジメント内部監査報告書を経営トップ及び安全統括管理者に提出し、改善推奨事項について自動車部長より10月27日に改善報告書を提出した。また、10月22日から11月7日にかけて全8営業所に対する営業所保安監査を実施。業務全般、運行管理体制、点呼の状況、乗務記録、運転者の指導、車両管理体制等につき、チェックリストに基づき適合性の判定の実施を行った。指摘事項については12月12日までに全営業所より改善報告書を提出した。
- ・運輸安全マネジメント評価：8月27日、28日に実施。インタビュー及び文書、記録等を確認。
- ・運転者に対して、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させ、安全運転の意識を高めた。また受診者全員に対し、受診後に運行管理者による個人フォローミーティングを実施。254名が受診。
- ・運転者の安全意識並びに視野の拡大による安全性向上を目的として、市内40km/h走行運動を実施。



(3) 輸送の安全に関して実施した教育及び研修（平成 26 年度）

- ・新入運転者に対する安全教育（長崎バス安全教育センターにて）：長崎バスグループの使命、経営理念を理解させ、長崎バスの従業員として、社内規則及び社会的行動規範を形成し、バス運転者としての職責を理解するとともに、安全意識の醸成と運転・接客技術を習得。平成 26 年度入社全 24 名が受講。
- ・事故惹起者特別研修（同）：事故の発生原因、事故に至るまでの運行状況、心理状態を検証し、事故の再発防止・安全運転への心構えを習得。研修後には運行管理者による添乗観察指導及びミーティングを実施。統計事故惹起者 22 名が受講。
- ・夜行高速バス運転者研修（同）：夜間の長距離高速走行、積雪期における運転技術及びトラブル発生時の対応、接客技術を習得。高速バス運転者全 17 名が受講。
- ・安全技能向上研修（同）：滋賀県・クレフィール湖東交通安全研修所より外部講師を招聘し、実施した。32 名が受講。
- ・エコドライブ教習（同）：外部講師による事故防止に関する、眼の錯覚や人間の限界についての机上教習、及びエコ運転操作方法を習得し、実際に路上での教習も実施。25 名が受講。
- ・新入運転者フォロー研修（同）：入社 5 年未満運転者に対し、1 年毎に実施。1 年間の行動を振り返り、安全・接客意識の更なる向上を図った。全 89 名が受講。
- ・車両火災対応訓練（同）：実際のバス車両を用いて実践的な初期消火、救助訓練を実施。34 名が受講。
- ・運転者接遇研修（同）：外部講師による現場でのコミュニケーション、お客様目線での接客技術について研修を実施。71 名が受講。
- ・運行管理者安全教育研修（同）：外部講師による運転者教育研修を実施。全営業所長 8 名、本社部門 2 名に実施。
- ・バリアフリー人材育成講習会（同）：長崎バリアフリー推進協議会主催による障害者への理解及び車椅子対応研修を実施。営業所運行管理者及び運転者 19 名が受講。
- ・重大事故対応訓練：長崎市平間町で重大事故が発生したとの想定で、諸対応の訓練を実施。担当営業所、本社部門、整備部門全体が参加。
- ・営業所における安全教育：過去の事故事例、ドライブレコーダーの映像記録等を活用し、発生原因の検証と未然防止策について具体的な指導を実施。①運輸規則第 38 条第 1 項及び第 2 項に基づく運転者に対して行う指導及び監督の実施②個別ミーティングによる指導、の両面から教育。

- ・新入運転者への添乗指導：長崎バス安全教育センターインストラクターによる添乗指導を実施。延べ1,028回実施。
- ・社外安全運転研修：滋賀県・クレフィール湖東交通安全研修所にて、11名が受講。

(4) 役職者及び専任添乗指導員4名による添乗指導を平成26年度は延べ6,544回実施。不良者については各営業所運行管理者による個人指導を実施。安全面、サービス面の質の向上に努めている。

### 5. 過去1年間における大きな事故

事故件数 死亡事故1件、車内事故2件、計3件

## Ⅲ. 地方路線維持の状況

### 1. 赤字路線に対する対策、関係自治体との協働、連携の状況について

#### (1) 広報啓発

- ・小学生を対象とした交通安全教室や家族で参加できる形での交通安全教室を開催。高齢者向けにも開催した。バスに親しんでいただくため、バスの乗り方も含めた内容とした。
- ・長崎市内の中学校にて、中学校1年生を対象として「バスの仕事」というテーマで職業紹介を行った。
- ・その他にも「長崎バス安全教育センター」を広く一般にも公開し、新人警察官・新人消防士車両運転訓練等も実施している。

#### (2) 長崎県バス協会と連携したイベント事業の実施

##### ・バスの日関連

- ①オリジナルラッピングバスの制作及び展示：沿線保育園の園児にバスの絵を画用紙に40枚程度描いていただき、その絵をバスボディにちりばめ、ラッピングバスとして展示。当該車両はイベント後も半年間、そのままの状態で行き回した。
- ②バスの仕事紹介：運転者、整備員、事務員の仕事を1日の流れに沿ってパネルにまとめ、展示。また新入運転者研修の様子を動画で放映し、紹介した。
- ③制服の貸出：子供を中心に運転者の制服を貸し出し、自由に記念撮影を楽しんでいただいた。
- ④ペーパークラフト：子供が実際に内部に入ることができる、巨大バスペーパークラフトを展示した。

⑤クイズ大会

⑥塗り絵大会

2. 地方自治体が行っている助成内容と自治体との協調について

・路線の休廃止状況、みなし4条の状況、地方自治体による支援状況

① 路線休廃止：過去10年以上に亘って実績なし。

② 国庫補助：申請実績なし

③ みなし4条路線：なし

④ 地方自治体による支援状況

国庫補助路線に対する補助：なし

不採算路線に対する欠損額補助：なし

⑤ その他

長崎市コミュニティバスの運行委託による欠損額補助：72,404千円（7路線）

# 「説明及び意見を聴く会」について

## 趣 旨

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づき事業者から申請された乗合バスの運賃改定事案(以下「申請事案」という。)について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

これは、消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)において、「公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保」が明記されるなど、運賃改定審査の過程で、可能な限り公聴会の場を設定することが求められていることを踏まえ、実施しているものです。

## 消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)(抜粋)

【具体的施策】1(2)ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。</p> <p>② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</p>	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	速やかに着手し、継続的に実施します。

# 長崎市内乗合バス事業者の運賃改定申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」の開催について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

九州運輸局同時配布

平成27年5月11日

自動車局  
旅客課

## 乗合バス事業者（長崎自動車株式会社及びさいかい交通株式会社）の上限運賃変更認可申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」の開催について

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づく乗合バスの上限運賃変更認可申請事案（以下「申請事案」という。）について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

今般、本年3月30日に申請された長崎市内等の長崎自動車株式会社及びさいかい交通株式会社の申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」（事務局：九州運輸局自動車交通部旅客第一課）を下記のとおり開催することとしましたので、お知らせします。

なお、本会は公開で行い、傍聴が可能です。

### 記

#### 1. 実施日時・場所

日時：平成27年6月2日（火）18：00～20：00

場所：長崎県勤労福祉会館 2F講堂（別紙1参照）  
長崎市桜町9-6（TEL 095-821-1456）

#### 2. 対象者

利用者 定員200名

#### 3. 開催内容

- ・申請事業者（長崎自動車株式会社及びさいかい交通株式会社）から参加した利用者に対する申請事案の内容の説明
- ・参加した利用者からの意見の陳述（事務局による書面提出意見の読み上げを含む。）

#### 4. 参加申込方法（利用者向け）

- ・意見を述べようとする方又は傍聴を希望する方は、参加申込票（別紙2）を記入し、FAX、郵送又はE-mailでお申し込みください。  
※取得した個人情報については、本件に係るご連絡以外には使用いたしません。

#### 5. 書面による意見提出方法（利用者向け）

- ・書面による意見を提出する方は、次の事項を添えて、FAX、郵送又はE-mailで提出してください。

【必要項目】 ①住所 ②氏名 ③電話番号 ④意見

※頂いた情報については、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

#### 申込・提出先

- ・〒812-0013  
福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎新館  
九州運輸局自動車交通部旅客第一課  
【FAX】092-472-3616  
【E-mail】tsurada-t63wt@qst.mlit.go.jp

#### 申込・提出期限

- ・平成27年5月29日（金）17：45まで  
（郵送の場合は平成27年5月29日（金）必着分まで）

#### 発言時間

- ・意見を述べる時間は1人5分程度とさせていただきます。  
※本会は、広く利用者の意見を聴く場ですので、討論にわたる発言はご遠慮願います。

#### 取材申込方法（マスコミ向け）

- ・取材を希望される場合は、取材登録票（別紙3）を記入し、平成27年5月29日（金）17：45までに以下の問い合わせ先（事務局）に、FAX又はE-mailでご登録ください。  
【FAX】092-472-3616  
【E-mail】tsurada-t63wt@qst.mlit.go.jp

#### ご意見の取扱い

- ・「説明及び意見を聴く会」で陳述された利用者からの意見及び書面提出意見については、今後予定されている、国土交通大臣の諮問機関である運輸審議会の審議の際に、自動車局旅客課から報告いたします。

#### その他

- ・意見を述べようとする方において、当該事案の申請書及びその他関係書類について閲覧を希望される場合は、事務局（下記参照）あてにご連絡ください。

プレス発表に加えて、長崎自動車のHP、バスターミナルにて広報を実施。また長崎新聞に記事が掲載された。【別紙1④参照】